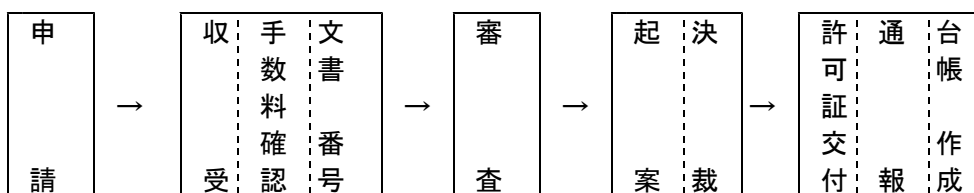


第一種貯蔵所設置許可申請

根拠法令	一般則第20条 法第16条第1項 液石則第21条
適用	① 第一種ガス（不活性ガス）にあつては、容積3,000㎡（液化ガスの場合は30トン）以上貯蔵する場合 ② 第二種ガス（不活性以外のガス（第三種ガスを除く。））にあつては、容積1,000㎡（液化ガスの場合は10トン）以上貯蔵する場合 ③ 第二種貯蔵所の貯蔵量が、第一種貯蔵所の貯蔵量に変更となつたとき。 （注1）液化ガスについては、液化ガス10kgを容積1㎡に換算する。 （法第16条第3項） （注2）現時点では、危険性の高い第三種ガスとして定められているものはない。 ※ 高圧ガス保安法施行令第5条

手順



必要書類

- 1 第一種貯蔵所設置許可申請書 （一般則様式第7、液石則様式第7）
- 2 貯蔵の目的を記載した書面
- 3 法第16条第2項の技術上の基準に関する事項を記載した書面
- 4 移設等に係る貯蔵設備にあつては、当該貯蔵設備の使用の経歴及び保管状態の記録
- 5 貯蔵所の位置及び付近の状況を示す図面
 （添付すべき書面及び図面）
 - （1）事業所全体平面図
 - （2）貯蔵設備等のフローシート又は配管図
 - （3）高圧ガス貯蔵所配置図
 - （4）機器等一覧表
 - （5）貯蔵能力の計算書
 - （6）貯蔵設備等（大臣認定品を除く）の強度計算書
 - （7）耐震設計構造物に係る計算書
 - （8）貯槽の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
- 6 （③の場合）第二種貯蔵所の廃止届

必要に応じ添付を求めることができるもの

- 1 法人登記簿謄本（個人の場合は住民票）
- 2 委任状（代表者以外の者が申請手続きをするとき）
- 3 上記(1)～(8)に掲げるものの他、貯蔵所に応じて、法第16条第2項の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

審 査

第一種貯蔵所の位置、構造及び設備が規則（一般則第21条、液石則第22条）で定める技術上の基準に適合するものであるか審査。

許可証交付

申請者に許可証を交付する。

通 報

- 1 北海道公安委員会又は各方面公安委員会へ通報する。
- 2 液化石油ガス又は液化天然ガスの場合は、公安委員会のほか事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては市町村長）へ通報する。
（高圧ガス保安法施行令第17条）

台帳作成

許可後台帳に記載する。